

新庄市消費生活センターNews

20歳は大人：18歳も大人：

「契約」は しっかりと考えて!!

㊦ 祝 二十歳おめでとうございます

新成人や20代の若者は社会経験が少なく様々な勧誘のターゲットにされたり、最近ではSNSのコミュニケーションツールをきっかけとして思いもよらない消費者トラブルに巻き込まれることも増えています。トラブルに遭わないように「契約」はしっかりと考えて行い、豊かな消費生活を送りましょう。

○「契約」は法的責任が生じる約束です。売り手と買い手の意思が合意すれば口約束でも契約は成立します。



お店での買物も契約



○「契約」が成立すると売り手と買い手には「権利」や「義務」といった拘束力が生じます。一方の都合で勝手にやめられません。

○ 誰とどんな内容や方法で「契約」するのか、本当に「自分に必要な契約」なのか、よく考えて判断しましょう。

○ 契約内容や取引のしくみが分からない時は、その場で契約せず、家族に相談するなどして、慎重に判断することが大切です。困ったときは早めに専門機関に相談しましょう。

新庄市消費生活センター

市民課市民相談室(市役所1階)

0233-22-2121 (平日8時30分～17時15分) または 消費者ホットライン188



《 若者に多い消費者トラブル 》



SNSで『儲かるシステムに参加すると毎日5万円が稼げる』とのメッセージが届いた。【参加無料】なので申し込んだが、『システム管理として14万円かかる。毎日稼いだ金で払えばよい。簡単な作業なので、誰でも楽しんで稼げるし直ぐに元が取れる』と言われた。しかし、実際は株取引のようなことを自分でやらなければならず、複雑な作業が必要だった。取引の内容も自分には難しく理解できず、収入も得られていない。

- 儲け話に関する情報(情報商材)がインターネットで販売されています。
- 「誰でも楽に簡単に稼げる」など、そんなにうまい話はありません。
- 情報商材は購入するまで内容確認できません。安易な購入はやめましょう。



【 楽して稼げるなどの儲け話は要注意!! 】

「全身脱毛が契約期間中通い放題で30万円」とのネット広告を見てサロンに出かけた。スタッフに勧められるまま2年間で30万円の全身脱毛コースを契約し24回払いのローンを組んだ。予約して施術を受けるシステムで、今までに3回通ったが、いつも混んでいて半年に1回程度しか予約が取れない。中途解約を申し出たら「解約しても返金はない。期間の延長もできない」と言われた。



- 脱毛エステ等の長期間にわたる契約の場合、契約期間の他、中途解約や返金の条件もよく確認して慎重に検討しましょう。
- 契約前に施術内容や契約条件について必ず説明を受け、詳細を書面で確認しましょう。
- 高額なコースを勧められても、その場ですぐに契約せず一旦保留し、家族に相談する等して、よく考えてから判断することが大切です。

【 中途解約に注意！通い放題の脱毛エステ 】